

岩見沢市障がい福祉計画（第5期）

（平成 30 年度～平成 32 年度）

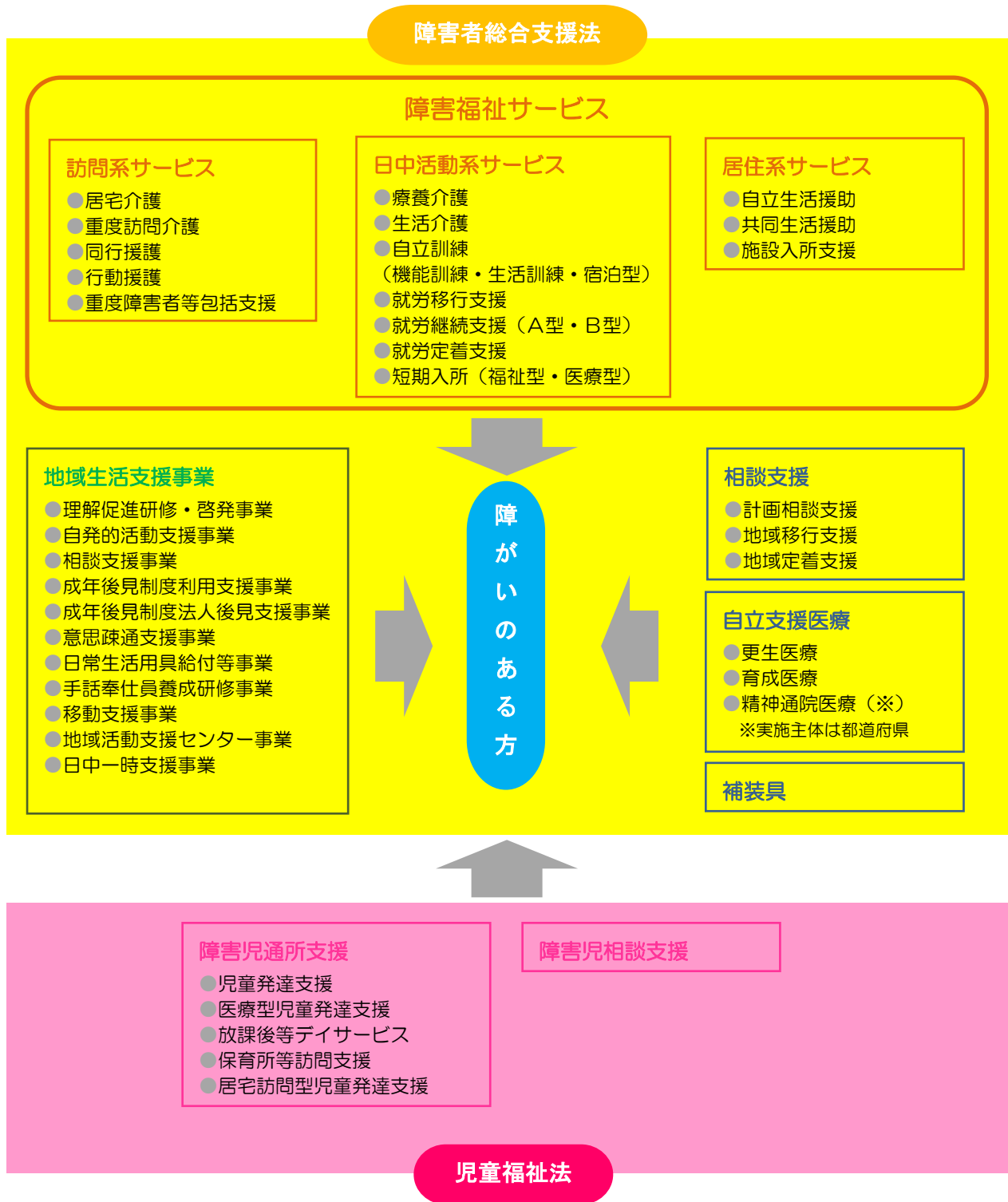
岩見沢市

目 次

第1章 障がいのある方に対するサービス支援	1
1 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系	1
2 障害福祉サービスの概要.....	2
3 地域生活支援事業の概要.....	4
第2章 第4期計画の進捗状況と課題	5
1 第4期計画の概要.....	5
2 目標値の達成状況と課題.....	5
3 障害福祉サービスの見込量と実績.....	7
第3章 平成32年度の基本目標と見込量	14
1 基本目標設定の考え方	14
2 障害福祉サービスの見込量.....	16
3 地域生活支援事業の見込量.....	19

第1章 障がいのある方に対するサービス支援

1 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



2 障害福祉サービスの概要

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚に障がいのある方に対し、外出時において介助をします。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、各種障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの概要
療養介護	医療の必要な障がいがあり常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方等が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型 自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労に向けた知識や能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な方に対し、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般就労が困難な方に対し、就労する機会を提供するとともに、能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援 (新規)	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導、助言等を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	家で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。

(3) 居住系サービス

サービス名	サービスの概要
自立生活援助 (新規)	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい又は精神障がいのある方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の援助をします。入浴や排せつ、食事の介護サービスを当該事業所が提供する「介護サービス包括型」と、介護サービスを外部に委託する「外部サービス利用型」に分けられます。
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

(4) 相談支援

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の支給決定前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保等を行います。
地域定着支援	単身居宅生活をしている障がいのある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

3 地域生活支援事業の概要

(1) 地域生活支援事業

サービス名	サービスの概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるために、研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
相談支援事業	障がいのある方やその保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のため必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	費用が賄えないため成年後見制度の利用が困難な方への金銭的な補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保できる体制整備と、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を図るため、手話通訳や要約筆記等を行う方の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対し、日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、活動の提供や、社会との交流促進の便宜を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動を確保し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

第2章 第4期計画の進捗状況と課題

1 第4期計画の概要

「岩見沢市障がい福祉計画（第4期）」は、平成27年度から平成29年度までを計画期間として、それまでの進捗状況などを踏まえて策定しました。

「岩見沢市障がい者福祉計画（第2期）」の理念を踏まえて、障がいのある方もない方もともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを目指して、目標値等を定めています。

2 目標値の達成状況と課題

（1）施設入所者の地域生活への移行

自分らしい生き方を求め、地域での生活を希望する方に対し、地域生活への移行を進める観点から、障がいのある方が希望する暮らしを支えるために必要な地域の環境づくりの推進について、その達成状況を計るために施設入所者数を指標としています。

岩見沢市では、平成26年3月31日時点の施設入所者数は、208人となっています。

平成29年度末の地域生活移行者数については、北海道の目標に則って、平成26年3月31日時点の施設入所者数の12%以上の方が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを目標として、目標値を25人（12.0%）としました。施設入所者の減少数についても、北海道の目標に則って、平成26年3月31日時点の施設入所者数から4%以上の減少を目標として13人（6.3%）としました。

項目	数値		考え方
	目標	実績	
平成26年3月31日時点の入所者数(A)		208人	平成26年3月31日の施設入所者
目標年度の入所者数(B)	195人	201人	平成29年度時点の利用人員 (実績は平成29年3月31日現在の利用人員)
【目標値】 地域生活移行者数	25人	5人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち、平成29年度において12%以上が地域移行すること (実績は平成29年3月31日までの地域移行者数)
【目標値】 削減見込(A)-(B)	13人	7人	平成26年3月31日の施設入所者数から4%以上減少すること

平成29年3月31日の時点で、5人（2.4%）の方が地域生活に移行しています。また、施設入所利用者は7人（3.4%）減少しています。

計画期間の最終年度である現時点において、地域生活移行者数および削減見込は、目標値を大きく下回っており、地域生活への移行が進んでいないのが現状です。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

社会に参加し、自立した生活を営むためには、就労は重要な要素の一つであり、障がいのある方の一般就労の促進を目指した取組みの進捗状況を計るための指標です。数値の捉え方としては、援護の実施者が岩見沢市である福祉施設（障害福祉サービス事業所）のサービス利用を通じて、一般就労した人数及び事業所を利用した人数です。

①一般就労移行者数

平成 24 年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、15 人となっています。

平成 29 年度の一般就労への移行者数については、北海道の目標に則り、平成 24 年度の一般就労への移行者数の 2 倍を目標として、30 人としました。

項目	数値		考え方
	目標	実績	
平成 24 年度の一般就労移行者数		15 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
一般就労移行者数	30 人	10 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

平成 29 年 3 月 31 日時点で、福祉施設から一般就労に移行したのは 10 人で、目標値である 30 人を大きく下回っています。

②就労移行支援事業所利用者数

平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所の利用者数は、55 人となっています。

平成 29 年度末の就労移行支援事業所利用者数については、北海道の目標に則り、平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数の 6 割以上の増加を目標として、目標値を 90 人（63.6%）としました。

項目	数値		考え方
	目標	実績	
平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数		55 人	平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 就労移行支援事業所利用者数	90 人	26 人	平成 26 年 3 月の就労移行支援事業所利用者数から、平成 29 年度において 6 割以上増加すること

平成 29 年 3 月 31 日時点で、就労移行支援事業の利用者は 26 人で、目標値である 90 人を大きく下回っています。

就労移行支援や就労継続支援のサービスが定着し、多くの利用者が充実した活動を行っていますが、福祉施設から一般就労に移行する人が増えていないのが実情です。訓練により得た能力や知識を生かしていく環境の整備が必要であり、企業への働きかけや障がいのある方への理解を求めることが必要です。

3 障害福祉サービスの見込量と実績

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
訪問系サービス	時間/月	3,475時間	2,031時間	2,464時間	2,251時間	2,730時間	3,297時間	3,010時間	(3,419時間)	
	利用者数	250人	150人	176人	162人	195人	183人	215人	(176人)	
内訳	居宅介護	時間/月	—	1,635時間	—	1,636時間	—	1,881時間	—	(1,719時間)
		利用者数	—	125人	—	125人	—	142人	—	(131人)
	重度訪問介護	時間/月	—	0時間	—	0時間	—	735時間	—	(946時間)
		利用者数	—	0人	—	0人	—	3人	—	(4人)
	同行援護	時間/月	—	384時間	—	578時間	—	657時間	—	(738時間)
		利用者数	—	23人	—	31人	—	35人	—	(38人)
	行動援護	時間/月	—	12時間	—	37時間	—	24時間	—	(16時間)
		利用者数	—	2人	—	6人	—	3人	—	(3人)
	重度障害者等 包括支援	時間/月	—	0時間	—	0時間	—	0時間	—	(0時間)
		利用者数	—	0人	—	0人	—	0人	—	(0人)

実績は各年度3月分の利用時間総数と利用者数（平成29年度は12月分）

訪問系サービスについては、利用者数は年々増加傾向にありますが、見込量は下回る見込みです。また、平成28年度より重度訪問介護を提供できる事業所が開設され、提供時間は、見込量を大幅に上回ります。

今後も、障がいのある方が地域で安心して暮らしていくために、これらの訪問系サービスの積極的な利用を促進するとともに、日中活動系サービス、介護保険サービスやその他の制度等も含め、最も効果的となるサービス利用の組み合わせをコーディネートしていく必要があります。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
1	療養介護	利用者数	15人	17人	17人	19人	18人	19人	19人	(18人)
2	生活介護	利用者数	470人	321人	315人	327人	320人	321人	325人	(305人)
		人日/月	9,400人日	6,854人日	6,300人日	6,938人日	6,400人日	6,478人日	6,500人日	(6,320人日)
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数	5人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	(0人)
		人日/月	110人日	0人日	0人日	0人日	22人日	0人日	22人日	(0人日)
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数	5人	1人	0人	2人	1人	2人	1人	(3人)
		人日/月	110人日	23人日	0人日	46人日	22人日	57人日	22人日	(50人日)
5	宿泊型自立訓練	利用者数	-	2人	1人	3人	2人	2人	2人	(2人)
		人日/月	-	62人日	22人日	93人日	44人日	62人日	44人日	(62人日)
6	就労移行支援	利用者数	80人	42人	40人	25人	60人	26人	90人	(21人)
		人日/月	1,760人日	869人日	880人日	479人日	1,320人日	446人日	1,980人日	(385人日)
7	就労継続 支援(A型)	利用者数	35人	68人	77人	92人	85人	99人	95人	(95人)
		人日/月	770人日	1,371人日	1,694人日	1,824人日	1,870人日	1,927人日	2,090人日	(1,814人日)
8	就労継続 支援(B型)	利用者数	300人	264人	291人	311人	320人	332人	350人	(332人)
		人日/月	6,600人日	5,302人日	6,402人日	5,631人日	7,040人日	6,040人日	7,700人日	(6,200人日)
9	短期入所 (福祉型)	利用者数	50人	22人	17人	22人	22人	17人	27人	(16人)
		人日/月	350人日	173人日	119人日	182人日	154人日	148人日	189人日	(109人日)
10	短期入所 (医療型)	利用者数	-	-	5人	0人	5人	0人	5人	(1人)
		人日/月	-	-	35人日	0人日	35人日	0人日	35人日	(2人日)

実績は各年度3月分の利用時間総数と利用者数（平成29年度は12月分）

療養介護については、現時点で利用者は18人となっており、実績は見込量を若干下回る見込みです。利用者とサービス提供量の適切な把握が必要になります。

生活介護については、利用者数及び提供量ともに、実績は減少傾向です。これは、施設入所支援利用者の退所に伴う利用者数の減少が主な理由です。

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）については、利用者数は少人数で推移しており、提供量も見込量並みの実績です。この事業を実施する事業者が岩見沢市内に無く、南空知圏域でも数が少ないためであると考えられます。

就労移行支援については、利用者数及び提供量ともに見込量を大きく下回る見込みです。このサービスは一般企業へ就労するための訓練をする事業であり、障がいのある方一人ひとりの能力や障がいの特性や状況に応じた就労ができるよう、支援体制の充実に努める必要があります。

就労継続支援A型については、利用者数及び提供量ともに年々増加傾向にあります。これは、岩見沢市内で提供する事業所が新たに3か所開設されたことによるものです。このサービスは雇用契約に基づき利用するため、希望者も多いことから、今後も通所日数や就業時間の確保など、適切な利用者の把握とサービス提供体制の確保を推進する必要があります。

就労継続支援B型については、利用者数及び提供量ともに年々増加傾向にあります。これは、岩見沢市内で提供する事業所が新たに2か所開設されたことによるものです。今後も適切な利用者の把握とサービス提供体制の確保を推進する必要があります。

短期入所については、利用者数及び提供量ともに年度ごとに増減が見られます。障がいのある方と、それを支える家族にとって大きな安心感に繋がるサービスであることから、必要な時に安心して利用することができるよう周知を図る必要があります。

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	
1	共同生活援助	利用者数	185人	164人	171人	171人	200人	173人	260人	(185人)
2	施設入所支援	利用者数	208人	212人	208人	209人	200人	201人	195人	(197人)

実績は各年度3月分の利用者数（平成29年度は12月分）

共同生活援助については、利用者数は年々増加傾向にありますが、実績は見込量を下回る見込みです。今後も、社会的入院患者を含む施設入所者等の地域生活への移行を促進するに当たって、その目標を達成するに見合ったサービス提供量を見込む必要があります。

施設入所支援については、利用者数は年々減少傾向にあり、実績は見込量と同程度となる見込みです。施設入所支援を必要とする方々を適切に把握するとともに、地域移行を希望する人に対する実効ある取組みが求められます。

(4) 相談支援

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 計画相談支援	利用者数/年	-	916人	1,030人	1,017人	1,120人	1,074人	1,240人	(1,049人)
	利用者数/月	121人	52人	-	65人	-	77人	-	(50人)
2 地域移行支援	利用者数	20人	1人	7人	0人	20人	2人	40人	(0人)
3 地域定着支援	利用者数	40人	7人	8人	14人	20人	17人	40人	(17人)

実績は各年度3月分の実利用者数（平成29年度は12月分）

計画相談支援については、平成29年12月現在1,049人が利用（平成29年12月は50人が利用）しています。平成24年4月より原則としてすべての障害福祉サービスを利用する方に、サービス等利用計画の作成が必要となったことで、指定特定相談支援事業所並びに相談支援専門員も増加しています。

地域移行支援・地域定着支援については、利用者数は年々増加傾向にありますが、実績は見込量を大きく下回る見込みです。社会的入院患者等の地域生活への移行を促進するに当たって、入所・入院者当人に対する地域移行への意識啓発や、希望する方が利用しやすくなるよう周知を徹底するなどして、活用しやすい環境づくりが必要です。

4 障害児通所支援の見込量と実績

(1) 障害児通所支援

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 児童発達支援	利用者数	-	103人	110人	110人	120人	128人	130人	(126人)
	人日/月	-	484人日	440人日	508人日	480人日	716人日	520人日	(556人日)
2 医療型児童発達支援	利用者数	-	0人	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	-	0人日	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	(0人日)
3 放課後等デイサービス	利用者数	-	62人	110人	86人	125人	109人	140人	(148人)
	人日/月	-	501人日	440人日	770人日	500人日	1,283人日	560人日	(1,687人日)
4 保育所等訪問支援	利用者数	-	0人	1人	0人	1人	0人	1人	(0人)
	人日/月	-	0人日	4人日	0人日	4人日	0人日	4人日	(0人日)

実績は各年度3月分の実利用者数（平成29年度は12月分）

児童発達支援・放課後等デイサービスについては、利用者数は年々増加傾向にあり、利用日数は見込量を大幅に上回っています。これは、事業所の新規開設（7か所）、利用料の無料化、通所費用の助成など、早期療育が浸透されてきたことが考えられます。医療型児童発達支援・保育所等訪問支援については、利用実績がありませんでした。

(2) 障害児相談支援

サービス種別	単位	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害児相談支援	利用者数/年	-	185人	222人	235人	247人	270人	272人	(310人)
	利用者数/月	-	77人	-	110人	-	120人	-	(29人)

実績は各年度3月分の実利用者数（平成29年度は12月分）

障害児相談支援については、平成29年12月現在310人が利用（平成29年12月分は29人が利用）しており、利用者数は年々増加傾向にあります。平成24年4月より、原則としてすべての障害児通所支援を利用する方について、障害児支援計画の作成が必要となったことで、指定障害児相談支援事業所並びに相談支援専門員も増加しています。

5 地域生活支援事業の見込量と実績

(1) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	無	有	(有)
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
3 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業	設置数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	(1 か所)
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	有	(無)
② 市町村相談支援事業 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	(有)
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	(無)
4 成年後見制度利用支援事業	利用者数	5 人	2 人	5 人	9 人	5 人	(5 人)
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
6 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用者数	20 人	21 人	20 人	21 人	20 人	(22 人)
② 手話通訳者設置事業	設置人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	(2 人)
7 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	件数	13 件	8 件	14 件	1 件	15 件	(4 件)
② 自立生活支援用具	件数	30 件	23 件	31 件	28 件	32 件	(23 件)
③ 在宅療養等支援用具	件数	13 件	22 件	14 件	13 件	15 件	(8 件)
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	30 件	27 件	31 件	35 件	32 件	(35 件)
⑤ 排泄管理支援用具	件数	3,256 件	3,024 件	3,356 件	2,854 件	3,456 件	(2,981 件)
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	5 件	4 件	6 件	6 件	7 件	(7 件)
8 手話奉仕員養成研修事業	派遣登録者数	45 人	10 人	45 人	11 人	45 人	(11 人)
9 移動支援事業	利用者数	90 人	96 人	95 人	98 人	100 人	(94 人)
	時間/年	4,000 時間	4,513 時間	4,200 時間	5,730 時間	4,400 時間	(4,777 時間)
10 地域活動支援センター	設置数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	(1 か所)
	利用者数	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	(10 人)
11 日中一時支援事業	設置数	11 か所	9 か所	11 か所	9 か所	11 か所	(13 か所)
	利用者数	65 人	68 人	65 人	89 人	65 人	(93 人)

理解促進研修・啓発事業については、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する岩見沢市職員対応要領」の作成及び啓発、民間企業等への「手話講習会」の実施、ろうあ者向け「防災バンドナ」の作成、「ヘルプマーク」の普及など実施しました。

自発的活動支援事業については、障がいのある方自らが自発的に研修会を企画し、日常生活に必要な知識の習得を図ってきました。

相談支援事業については、市役所福祉課の相談窓口保健師および精神保健福祉士を配置し、機能強化を図りました。基幹相談支援センター設置については、近隣市町との共同設置について、協議を行っています。

成年後見制度利用支援事業については、後見人の支援が必要な方に対し、審判申立に当たっての費用や、後見人の活動費用の助成を行いました。

成年後見制度法人後見支援事業については、平成 28 年 10 月より岩見沢市社会福祉協議会に業務委託し、市民後見人養成研修や、成年後見制度の利用相談などを行っています。

意思疎通支援事業については、平成 29 年 12 月現在、22 人のろうあ者が手話通訳を利用しています。また現在、市役所福祉課の窓口専任手話通訳者を 2 人配置し、ろうあ者からの通訳派遣に対応しています。平成 27 年度は 176 件、平成 28 年度は 183 件、平成 29 年度は 12 月末までで 181 件の派遣を行っています。

日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具の利用者が多くを占めており、また、新たな用具として、埋め込み型用人工鼻を給付対象としました。

手話奉仕員養成研修事業については、岩見沢市社会福祉協議会に業務委託し、手話奉仕員の養成研修を行っています。平成 29 年 12 月現在、11 人の登録手話通訳者がいます。

移動支援事業については、単独での外出が困難な方にヘルパーを派遣する事業で、制度の浸透に伴い利用者及び提供量は見込量を上回る見込みです。

地域活動支援センターについては、1 か所設置しています。利用者数は毎年同数程度で推移しています。

日中一時支援事業については、提供する事業所及び利用者数は年々伸びており、実績は見込量を上回る見込みです。

第3章 平成32年度の基本目標と見込量

1 基本目標設定の考え方

障がいのある方もない方もともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを進めるうえで、障がいのある方の自立支援の観点から、各種課題に対応するため、平成32年度を目標年度とする、障がい福祉計画（第5期）において、必要な障害福祉サービスの提供体制の確保にかかる目標として、下記のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

平成29年3月31日時点の施設入所者数は、201人となっています。

目標年度の地域生活移行者数は、約4%に当たる8人とします。また、施設入所者の減少見込数は、約2%に当たる4人とし、目標年度の施設入所者数は197人とします。

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	8人	国：基本指針9.0% 道：障がい福祉計画3.8%
施設入所者の減少見込数	4人	国：基本指針2.0% 道：障がい福祉計画2.0%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場を、サポート協議会内に設置し支援体制を強化します。

項目	目標値	備考
保健、医療、福祉関係者による協議の場（新規）	協議の場の設置	サポート協議会に専門部会を設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備目標

居住の場の充実や、入所等から地域への移行するための体験の場の提供など、地域で受け入れる体制づくりを構築します。

項目	目標値	備考
地域生活支援拠点の整備（新規）	1か所	近隣市町と協議

(4) 福祉施設から一般就労への移行目標

①福祉施設から一般就労への移行

平成 28 年度に福祉施設を退所し一般就労した実績は、10 人となっています。

目標年度の人数は、平成 28 年度実績の 1.5 倍に当たる 15 人を目標値として設定します。

項目	目標値	備考
年間一般就労者数	15 人	国：基本指針 1.5 倍 道：障がい福祉計画 1.5 倍

②就労移行支援事業の利用者数

平成 28 年度に就労移行支援事業を利用した実績は、26 人となっています。

目標年度の人数は、平成 28 年度実績の約 1.1 倍に当たる 28 人を目標値として設定します。

項目	目標値	備考
就労移行支援事業の利用者数	28 人	国：基本指針 1.2 倍 道：障がい福祉計画 1.2 倍

2 障害福祉サービスの見込量

障がいのある方が、いつまでも地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き障害福祉サービスの確保を図ります。また、意見を聞く会やアンケート調査などで利用希望が多いサービスについては、新規事業所の参入等により充実を図ります。

(1) 訪問系サービス

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
訪問系サービス		時間/月	4,162時間	4,290時間	4,418時間
		利用者数	185人	192人	199人
内訳	居宅介護	時間/月	1,862時間	1,890時間	1,918時間
		利用者数	133人	135人	137人
	重度訪問介護	時間/月	1,422時間	1,422時間	1,422時間
		利用者数	6人	6人	6人
	同行援護	時間/月	860時間	960時間	1,060時間
		利用者数	43人	48人	53人
	行動援護	時間/月	18時間	18時間	18時間
		利用者数	3人	3人	3人
	重度障害者等包括支援	時間/月	0時間	0時間	0時間
		利用者数	0人	0人	0人

○見込量確保のための方策

訪問系サービスは地域生活を推進する上で必要不可欠なサービスであることから、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会を形成し、施設入所者等の地域生活への移行を進めるに当たって、それぞれの生活環境やライフスタイルに応じたサービスが利用できるよう、質の向上を推進するとともに、障がいの程度や種別に応じて、適切なサービスが利用できるよう努めます。

特に、障がいの程度が重い方や、精神に障がいのある方の需要の増加への対応に留意しつつ、引き続きサービスの充実と確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1	療養介護	利用者数	18人	18人	18人
2	生活介護	利用者数	330人	355人	379人
		人日/月	6,930人日	7,455人日	7,959人日
3	自立訓練(機能訓練)	利用者数	1人	1人	1人
		人日/月	22人日	22人日	22人日
4	自立訓練(生活訓練)	利用者数	3人	3人	3人
		人日/月	50人日	50人日	50人日
5	宿泊型自立訓練	利用者数	2人	2人	2人
		人日/月	62人日	62人日	62人日
6	就労移行支援	利用者数	23人	25人	28人
		人日/月	414人日	450人日	504人日
7	就労継続支援(A型)	利用者数	98人	102人	106人
		人日/月	1,862人日	1,938人日	2,014人日
8	就労継続支援(B型)	利用者数	362人	391人	420人
		人日/月	6,878人日	7,429人日	7,980人日
9	就労定着支援(新規)	利用者数	5人	5人	5人
10	短期入所(福祉型)	利用者数	16人	16人	16人
		人日/月	112人日	112人日	112人日
11	短期入所(医療型)	利用者数	1人	1人	1人
		人日/月	2人日	2人日	2人日

○見込量確保のための方策

日中活動系サービスは、自立や日常生活のための訓練を提供するサービスです。希望するすべての人が地域で自立した生活ができる社会の実現に向けて、それぞれの障がいの程度や生活環境、能力に応じたサービスが利用できるよう、多様性と質の向上を推進して、希望するサービスを必要な時に利用できる提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1	自立生活援助(新規)	利用者数	5人	5人	5人
2	共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	204人	223人	243人
3	施設入所支援	利用者数	197人	197人	197人

○見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進するにあたって、居住の場を確保し、支援の必要な方へ不足なく提供することは重要な課題であり、居住の場の選択肢の一つとして、安全で安心して暮らすことができる「共同生活援助(グループホーム)」の果たす役割は、ますます大きくなっています。希望するすべての方が地域で安心して暮らすために「共同生活援助(グループホーム)」の積極的な活用と、それに対応できる見込量の確保に努めるとともに、施設入所支援を希望する方についても、それに対応できる見込量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1	計画相談支援	利用者数/年	1,101人	1,153人	1,206人
		利用者数/月	83人	86人	90人
2	地域移行支援	利用者数	2人	3人	3人
3	地域定着支援	利用者数	20人	23人	26人

○見込量確保のための方策

全ての障害福祉サービスの利用者に対してサービス等利用計画の作成が必要です。個々の実情に適した利用計画の作成と継続的なモニタリングを実施できる計画相談支援事業者の確保と相談支援専門員の育成に努めます。

社会的入院患者も含めた施設入所者の地域生活への移行を促進するにあたって、入所施設や精神科病院への訪問による相談や、地域移行後の日中活動において必要な障害福祉サービスの事業所等への同行、グループホームなどの住居を確保するための支援体制の整備を図るとともに、地域生活に移行した方が安全で安心して暮らしができるように、地域移行支援や地域定着支援を実施する事業者の確保・育成に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、地域で生活する障がいのある方の実情やニーズを踏まえて、サービスの内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。

地域生活への移行を推進していく中で需要が高まっていくことが予想されることから、地域の実情とニーズの把握に努め、必要とされるサービスを確保します。

(1) 地域生活支援事業

サービス種別	単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
3 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
② 市町村相談支援事業 機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
4 成年後見制度利用支援事業	利用者数	5 人	5 人	5 人
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	利用者数	22 人	22 人	22 人
② 手話通訳者設置事業	設置人数	2 人	2 人	2 人
7 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	5 件	5 件	5 件
② 自立生活支援用具	件数	25 件	25 件	25 件
③ 在宅療養等支援用具	件数	15 件	15 件	15 件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	33 件	33 件	33 件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	2,953 件	2,953 件	2,953 件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	6 件	6 件	6 件
8 手話奉仕員養成研修事業	派遣登録者数	11 人	11 人	11 人
9 移動支援事業	利用者数	95 人	97 人	99 人
	時間/年	4,845 時間	4,947 時間	5,049 時間
10 地域活動支援センター	設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	利用者数	10 人	10 人	10 人
11 日中一時支援事業	設置数	13 箇所	13 箇所	13 箇所
	利用者数	100 人	106 人	112 人

○見込量確保のための方策

実施している既存のサービスについては、今後についても継続実施していくこととし、ニーズや利用状況に応じた見込量を確保します。

基幹相談支援センターの設置については、近隣市町と継続協議をしていきます。

岩見沢市障がい児福祉計画（第1期）

（平成30年度～平成32年度）

岩見沢市

目 次

1	障がい児通所支援の概要.....	1
2	障がい児支援の提供体制の整備目標.....	2
3	障害児通所支援の見込量.....	2

1 障害児通所支援の概要

(1) 障害児通所支援

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	障がいのある子どもに対して、社会性、生活習慣、コミュニケーションの獲得、学習支援等、個々の発達や障がい特性に応じた個別療育を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がいのある子どもに対して、上記児童発達支援に合わせて、身体の状態により、治療も行います。
放課後等 デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供し、障がいのある子どもの自立の促進と放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等 訪問支援	保育所等を利用中もしくは利用予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供します。
居宅訪問型 児童発達支援 (新規)	重い障がいがあり、障害児通所支援を利用することが著しく困難な子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。

(2) 障害児相談支援

サービス名	サービスの概要
障害児 相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。また支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

2 障がい児支援の提供体制の整備目標

重い障がいがあり医療的ニーズの必要な子どもや、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等支援を円滑に受けられるよう協議の場を設置し、支援体制を強化します。

項目	目標値	備考
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等支援機関の協議の場（新規）	協議の場の設置	サポート協議会に専門部会を設置

3 障害児通所支援の見込量

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、早期に必要な療育を受けられるように必要な支給量を見込みます。

（1）障害児通所支援

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1	児童発達支援	利用者数	130人	135人	140人
		人日/月	650人日	675人日	690人日
2	医療型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人
		人日/月	4人日	4人日	4人日
3	放課後等デイサービス	利用者数	162人	176人	190人
		人日/月	1,944人日	2,112人日	2,280人日
4	保育所等訪問支援	利用者数	1人	1人	1人
		人日/月	4人日	4人日	4人日
5	居宅訪問型児童発達支援（新規）	利用者数	1人	1人	1人
		人日/月	4人日	4人日	4人日

○見込量確保のための方策

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが必要な療育を受けられるよう、各種サービスの確保を図るとともに、利用の促進に努めます。また、利用料の無料化、通所費用の助成を継続し、利用者の負担の軽減を図ります。

（2）障害児相談支援

サービス種別		単位	30年度(見込)	31年度(見込)	32年度(見込)
1	障害児相談支援	利用者数/年	331人	353人	375人
		利用者数/月	149人	159人	169人

○見込量確保のための方策

全ての障害児通所支援の利用者に対して障害児支援利用計画の作成が必要です。個々の実情に適した利用計画の作成と継続的なモニタリングを実施できる障害児相談支援事業者の確保と相談支援専門員の育成に努めます。

資料編

目 次

資料1	岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	1
資料2	岩見沢市障がい福祉計画策定委員名簿.....	2
資料3	岩見沢市障がい福祉計画策定経過	3
資料4	障がい福祉に関する意見を聞く会	4
資料5	岩見沢市障がい福祉計画等に係るアンケート調査.....	6
資料6	施設整備予定量調査.....	16
資料7	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る意見交換会 .	18
資料8	用語の解説.....	19

資料1 岩見沢市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づき、岩見沢市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画（以下「計画」という。）の策定目的として、岩見沢市障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者の自立及び発達に遅れのある児童等の療育推進のための福祉施策を効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 障がい者団体の代表

(2) 有識者

(3) 各種関係団体の代表

(4) 公募により選任された市民

3 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、その都度委員長と協議するものとする。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 岩見沢市障がい福祉計画策定委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属団体など	備考
障がい者 団体	三宅 睦男	岩見沢市身体障がい者福祉協会	
	佐々木 栄一	岩見沢視力障害者福祉協会	
	板井田 慶子	岩見沢ろうあ協会	
	佐藤 恵三	岩見沢市手をつなぐ育成会	副委員長
	岩崎 千絵	ピアサポーター	
有識者等	齋藤 硯三	岩見沢市教育研究所	
	堀 利幸	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会	委員長
	橘 正樹	空知の風	
	湯浅 日出男	ミナミナの会	
各種関係 団体	江田 志信	岩見沢市社会福祉協議会	
	内海 泰子	岩見沢市ボランティアセンター	
	畑 孝子	岩見沢市民生委員児童委員協議会	
	牧 雄司	岩見沢市医師会	
	北市 宗三	岩見沢商工会議所	
	森口 悦子	健康と福祉を高める市民会議	
	川瀬 宏義	北海道社会福祉事業団福祉村	
公募委員	梅田 彩美	一般公募	
	嵯峨 妙子	一般公募	
	佐藤 昌子	一般公募	
	福士 正明	一般公募	

資料3 岩見沢市障がい福祉計画策定経過

年月日	内容
平成 29 年 4 月～5 月	岩見沢市障がい福祉計画策定委員会委員選出
平成 29 年 6 月 8 日	第 1 回岩見沢市障がい福祉計画策定委員会
平成 29 年 7 月 24 日	第 2 回岩見沢市障がい福祉計画策定委員会
平成 29 年 10 月 13 日 ～11 月 2 日	岩見沢市障がい福祉計画等に係るアンケート調査
平成 29 年 10 月 23 日 ～10 月 28 日	障がい福祉に関する意見を聞く会（全5回）
平成 30 年 1 月 17 日	第 3 回岩見沢市障がい福祉計画策定委員会
平成 30 年 1 月 25 日	障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る意見交換会
平成 30 年 2 月 16 日	第 4 回岩見沢市障がい福祉計画策定委員会
平成 30 年 3 月 16 日	第 5 回岩見沢市障がい福祉計画策定委員会
平成 30 年 3 月 26 日	岩見沢市障がい福祉計画（第 5 期）（案）答申 岩見沢市障がい児福祉計画（第 1 期）（案）答申

資料4 障がい福祉に関する意見を聞く会

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、地域における障がいのある人の心身の状況や置かれている環境などを把握し、計画に反映させることを目的として、意見を聞く会を開催した。

1 開催日・場所・参加者数

開催日	場所	参加者数	内訳		
			当事者	保護者	支援者
10月23日	市役所栗沢支所 (栗沢町東本町21)	20人	13人	2人	5人
10月25日	幌向総合コミュニティセンターほっとかん (幌向南1-1)	34人	14人	8人	12人
10月26日	広域総合福祉センター (11条西3丁目)	58人	26人	9人	23人
10月28日	市役所3階会議室 (鳩が丘1丁目1-1)	55人	37人	12人	6人
合計		167人	90人	31人	46人

2 当事者の詳細(重複障がいあり)

障害種別	参加者数
身体障がい者	71人
精神障がい者	13人
知的障がい者	7人
合計	91人

3 意見要旨

(1) 当事者・保護者

- ・ A型事業所をもっと増やしてほしい
- ・ 就労支援を受けられる場所がなくなっていくか心配
- ・ 成人期の発達障がいの人々の相談の場、訓練の場がない
- ・ A型事業所が潰れていっている状況なので不安がある
- ・ 重度訪問介護利用者、一般的には65歳で介護保険に切り替えられるが、満足に生活できない
- ・ 市内にグループホームは少ないのではないかと
- ・ 他者の訪問、気にかけてくれる人、場所があってほしい
- ・ 市内で医療的ケアの必要な児童が通える普通級が少ない、学校に看護師を入れてほしい
- ・ 発達障がい等の子ども達が早期発見・早期療育出来るような制度や支援の仕方を考えてほしい
- ・ 放課後等デイサービスで、通う事業所が見つからず困っている人もいる
- ・ 障がいの重い児童の短期入所受け入れが難しい

(2) 支援者

- ・ ヘルパー派遣の依頼はあるが、支援者の確保ができず、お断りすることがある
- ・ 就労支援は、一般就労への階段を上る支援と思っているが、一般企業は、身体障がいはあるが、能力は健常者よりあると評価されるような障がい者の求人が多く、知的や精神の障がいのある人は一般就労に繋がらない
- ・ 精神系医療機関を退院した後、地域生活をするが住宅の受け皿がない、一人暮らしが難しい方のため、精神のグループホームがもっと必要
- ・ 成年後見制度は大切な制度であるので、もう少し積極的な周知を試みてほしい
- ・ 就労支援は、就労だけでなく人と関わる社会交流にもなるので、利用をすすめてほしいが工賃が非常に安い

(3) その他意見

- ・ ただ話し相手になってくれるだけのサービスがほしい
- ・ 車椅子マークが障がいのある方全般のマークであることが知られていない
- ・ 通勤に使用する公共交通機関の料金を優遇してほしい
- ・ 障がい者向けの仕事の賃金水準を上げてほしい
- ・ B型事業所の工賃の水準を上げてほしい
- ・ 独居の除雪支援、重度の方についてはしっかり支援してほしい
- ・ 精神障害者手帳の恩恵が少ない
- ・ 気軽に利用できる外出支援のボランティアがあると助かる
- ・ 「障がい者のてびき」は、生活する上で非常に重要な情報が載っており、定期的に配ってほしい

資料5 岩見沢市障がい福祉計画等に係るアンケート調査

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、地域における障がいのある人の心身の状況や置かれている環境などを把握し、サービスの利用実態を分析し、計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施した。

1 実施時期 平成29年10月13日～11月2日

2 調査概要

(1) アンケート対象者数・回収状況

区分	対象者数	回答者数	回収率
障がい者	5,589人	2,504人	44.8%
一般市民	2,500人	992人	39.7%
合計	8,089人	3,496人	43.2%

3 回答者の属性等

(1) 回答者の年齢、性別

身体障がい者は、年齢層は「80歳代以上」が35.3%で最も多く、70歳代以上で64.8%を占めている。知的障がい者は「10歳代」(20.4%)が最も多く、精神障がい者は「40歳代」(23.2%)が最も多い。一般市民では、年齢層は「60歳代」(22.6%)が最も多い。

(2) 身近に障がいのある方がいるか

回答者(一般市民)の身近に障がいのある方がいるかについては、「家族等の親戚」が45.3%で最も多く、次いで「隣近所」(27.4%)となっている。

(3) 障害者手帳の所持状況

障害者手帳の所持状況を見ると、身体障がい者(身体障害者手帳所持者)のうち、「療育手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の所持者はそれぞれ3.4%、4.6%となっている。同じく知的障がい者(療育手帳所持者)のうち、「身体障害者手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」の所持者はそれぞれ24.5%、7.8%となっている。また、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)のうち、「身体障害者手帳」または「療育手帳」の所持者はそれぞれ35.6%、8.3%となっている。

4 各サービスの利用状況 ～ 数値目標の設定に関するもの（調査結果一覧別紙）

（1）日常生活を支援するサービス

居宅介護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護、行動援護、移動支援、療養介護、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター、短期入所、補装具・日常生活用具、相談支援事業

（2）住むための支援や精神科病院からの退院を支援するサービス

共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助

（3）就労を支援するサービス

自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援

（4）権利擁護に関するサービス

成年後見制度、日常生活自立支援事業

（5）コミュニケーションに関するサービス

手話通訳、要約筆記支援、点訳支援、音訳支援

（6）発達の遅れのある子を支援するサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

◎ 数値目標の設定にあたっては、各サービスを「今後利用したい」と回答した者の割合を参考とする。

◎ 制度を知らないと答えた者の割合が多いサービスについては、周知の方法等を検討する。

5 各サービスの利用状況以外の調査結果について

(1) 日常生活における介助の必要性

日常生活における介助の必要性を、介助が必要な人の割合（「一部介助が必要」と「全部介助が必要」の割合の合計）で比較すると、知的障がい者の介助の必要性が高い結果となっている。身体障がい者で最も介助の必要性が高いのは「入浴」の27.3%で、次いで「お金の管理」が23.3%、知的障がい者で最も介助の必要性が高いのは「お金の管理」の71.6%で、次いで「入浴」が35.0%、精神障がい者で最も介助の必要性が高いのは「お金の管理」の35.6%で、次いで「入浴」が20.6%となっている。

3障がい全てで介助の必要性が高いものに「入浴」と「お金の管理」が挙げられる一方で、「日常生活自立支援事業」を利用していない人や制度を知らない人の割合が高い。

(2) 受けたことがある・今後したいと思うボランティア支援

これまで受けたことがあるボランティア支援については、「特にない」がいずれの障がい区分ともに最も多くなっている。「特にない」を除くと、身体障がい者は「外出時の介助」が5.6%で最も多くなっている。同じく、知的障がい者、精神障がい者はともに「話し相手」が8.9%、9.1%で最も多くなっている。また、一般市民が今後したいと思うボランティア支援については、「話し相手」が45.8%で最も多く、次いで「買い物や手続きの代行」が30.1%、「冬期の除雪」が26.4%、「外出時の介助」が25.4%となっている。

ボランティア支援を受けたことがない障がい者が7割以上であるが、一般市民の29.6%が障がい者との交流に「参加したい」と回答しており、またボランティア支援への関心も「非常に関心がある」、「多少は関心がある」を合わせると66.3%となっている。

(3) 生活をする地域での障がいへの理解度、差別を感じたことの有無

生活する地域での障がい者への理解度について「充分理解されている」もしくは「おおむね理解されている」とした人の割合は、身体障がい者が34.9%、知的障がい者が24.6%、精神障がい者が28.7%であり、いずれの障がいの区分でも「よくわからない」が最も多くなっている。一般市民においては、「充分理解されている」もしくは「おおむね理解されている」とした人の割合は45.2%と、障がい者に比べて高くなっている。また、障がいがあることで差別を感じたことがあるかについては、いずれの障がい区分ともに、「障がいがあるだけで、判断能力がないと思われた」がそれぞれ30.0%、59.3%、54.5%で多くなっている。

障がいのある人とない人で障がい者への理解度の認識にギャップがある。地域住民と障がい者の相互理解を深めるために必要だと思うことについては、「障がいのある方の地域活動などの参加に対して配慮すること」が49.1%で最も多く、次いで「交流の機会を増やすこと」が47.5%、「行政からの情報提供を行うこと」が44.5%となっており、さらに理解促進のための取組みを進める必要がある。

【別紙】各サービスの利用状況一覧

(1) 日常生活を支援するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
居宅介護	205	14.0	1,086	73.9	134	9.1	44	3.0	1,469
重度訪問介護	38	3.3	998	87.0	49	4.3	62	5.4	1,147
重度障がい者等包括支援	62	5.1	1,030	83.8	53	4.3	84	6.8	1,229
同行援護	28	2.5	1,006	89.9	17	1.5	68	6.1	1,119
行動援護	40	3.4	999	84.7	58	4.9	83	7.0	1,180
移動支援	96	7.8	979	79.2	86	7.0	74	6.0	1,235
療養介護	102	8.6	973	81.7	52	4.3	64	5.4	1,191
生活介護	287	22.1	903	69.7	54	4.2	52	4.0	1,296
日中一時支援	62	5.2	1,009	85.7	41	3.5	66	5.6	1,178
地域活動支援センター	41	3.5	1,007	86.0	34	2.9	89	7.6	1,171
短期入所	89	7.0	1,022	80.4	96	7.5	65	5.1	1,272
補装具・日常生活用具	421	31.4	813	60.5	54	4.0	55	4.1	1,343
相談支援事業	204	15.8	853	66.2	145	11.2	87	6.8	1,289

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
居宅介護	25	10.9	174	75.7	17	7.4	14	6.0	230
重度訪問介護	5	2.4	174	84.9	9	4.4	17	8.3	205
重度障がい者等包括支援	10	4.7	172	81.1	6	2.8	24	11.4	212
同行援護	3	1.5	176	87.1	1	0.5	22	10.9	202
行動援護	17	8.0	161	75.6	16	7.5	19	8.9	213
移動支援	30	13.7	151	68.9	21	9.6	17	7.8	219
療養介護	9	4.4	165	80.5	6	2.9	25	12.2	205
生活介護	49	22.1	143	64.4	15	6.8	15	6.7	222
日中一時支援	55	24.3	137	60.6	14	6.3	20	8.8	226
地域活動支援センター	16	7.5	161	75.2	15	7.0	22	10.3	214
短期入所	25	11.2	148	66.4	30	13.5	20	8.9	223
補装具・日常生活用具	17	8.1	166	79.4	6	2.9	20	9.6	209
相談支援事業	78	34.7	104	46.2	22	9.8	21	9.3	225

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
居宅介護	28	14.0	141	70.5	17	8.5	14	7.0	200
重度訪問介護	6	3.7	130	79.7	7	4.3	20	12.3	163
重度障がい者等包括支援	12	6.8	131	74.4	8	4.6	25	14.2	176
同行援護	2	1.3	127	83.0	3	2.0	21	13.7	153
行動援護	4	2.4	130	78.3	4	2.4	28	16.9	166
移動支援	13	7.5	127	73.4	10	5.8	23	13.3	173
療養介護	17	10.2	118	71.1	9	5.4	22	13.3	166
生活介護	25	14.0	126	70.4	8	4.5	20	11.1	179
日中一時支援	13	7.8	126	75.4	6	3.6	22	13.2	167
地域活動支援センター	19	11.4	115	69.3	8	4.8	24	14.5	166
短期入所	12	6.8	134	75.7	9	5.1	22	12.4	177
補装具・日常生活用具	15	8.8	129	75.4	6	3.5	21	12.3	171
相談支援事業	54	30.1	82	45.8	25	14.0	18	10.1	179

(2) 住むための支援や精神科病院からの退院を支援するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
共同生活援助	21	1.7	1,065	86.7	20	1.6	123	10.0	1,229
施設入所支援	101	8.1	980	78.7	60	4.8	104	8.4	1,245
地域移行支援	6	0.5	1,008	87.4	13	1.1	127	11.0	1,154
地域定着支援	34	3.0	936	81.6	41	3.6	135	11.8	1,146
自立生活援助	—	—	—	—	192	39.2	298	60.8	490

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
共同生活援助	28	13.0	148	68.9	16	7.4	23	10.7	215
施設入所支援	27	12.5	146	67.6	20	9.3	23	10.6	216
地域移行支援	4	2.0	164	82.0	1	0.5	31	15.5	200
地域定着支援	4	1.9	153	74.3	12	5.8	37	18.0	206
自立生活援助	—	—	—	—	33	31.1	73	68.9	106

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
共同生活援助	10	5.6	126	70.8	14	7.9	28	15.7	178
施設入所支援	15	8.4	126	70.8	9	5.1	28	15.7	178
地域移行支援	3	1.8	121	73.3	7	4.3	34	20.6	165
地域定着支援	9	5.3	107	62.9	20	11.8	34	20.0	170
自立生活援助	—	—	—	—	46	41.8	64	58.2	110

(3) 就労を支援するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
自立訓練（機能・生活）	166	12.7	994	76.1	29	2.2	118	9.0	1,307
就労移行支援	21	1.8	1,030	87.2	13	1.1	117	9.9	1,181
就労継続支援（A型・B型）	38	3.2	1,000	84.2	17	1.5	132	11.1	1,187
就労定着支援	—	—	—	—	65	16.7	324	83.3	389

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
自立訓練（機能・生活）	32	15.0	144	67.6	7	3.3	30	14.1	213
就労移行支援	21	10.1	149	72.0	12	5.8	25	12.1	207
就労継続支援（A型・B型）	50	22.9	133	61.0	10	4.6	25	11.5	218
就労定着支援	—	—	—	—	29	27.9	75	72.1	104

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
自立訓練（機能・生活）	25	12.6	131	66.2	8	4.0	34	17.2	198
就労移行支援	20	11.0	121	66.5	8	4.4	33	18.1	182
就労継続支援（A型・B型）	28	15.8	105	59.3	6	3.4	38	21.5	177
就労定着支援	—	—	—	—	26	25.0	78	75.0	104

(4) 権利擁護に関するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
成年後見制度	24	1.7	1,104	80.4	57	4.2	188	13.7	1,373
日常生活自立支援事業	127	9.0	1,004	71.2	70	5.0	210	14.8	1,411

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
成年後見制度	15	6.5	149	64.2	25	10.8	43	18.5	232
日常生活自立支援事業	20	8.8	134	58.8	22	9.6	52	22.8	228

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
成年後見制度	7	3.5	124	62.6	19	9.7	48	24.2	198
日常生活自立支援事業	29	13.7	108	51.2	23	10.9	51	24.2	211

(5) コミュニケーションに関するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
手話通訳	10	0.8	1,096	90.1	12	1.0	98	8.1	1,216
要約筆記支援	17	1.4	1,056	87.5	30	2.5	104	8.6	1,207
点訳支援	6	0.5	1,052	89.6	8	0.7	108	9.2	1,174
音訳支援	16	1.4	1,045	88.7	7	0.6	110	9.3	1,178

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
手話通訳	—	—	183	87.6	—	—	26	12.4	209
要約筆記支援	1	0.5	177	87.2	1	0.5	24	11.8	203
点訳支援	—	—	177	87.6	—	—	25	12.4	202
音訳支援	—	—	177	88.1	—	—	24	11.9	201

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
手話通訳	1	0.6	147	84.5	1	0.6	25	14.3	174
要約筆記支援	2	1.2	142	82.1	3	1.7	26	15.0	173
点訳支援	1	0.6	141	82.4	1	0.6	28	16.4	171
音訳支援	1	0.6	142	83.0	1	0.6	27	15.8	171

(6) 発達の遅れのある子を支援するサービス

ア 身体障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
児童発達支援	23	2.5	774	82.6	5	0.5	135	14.4	937
医療型児童発達支援	15	1.6	767	83.6	9	1.0	127	13.8	918
放課後等デイサービス	20	2.2	767	83.4	12	1.3	120	13.1	919
保育所等訪問支援	7	0.8	766	84.3	11	1.2	124	13.7	908
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	21	6.7	294	93.3	315

イ 知的障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
児童発達支援	27	13.8	143	73.4	1	0.5	24	12.3	195
医療型児童発達支援	18	9.5	143	75.6	2	1.1	26	13.8	189
放課後等デイサービス	36	18.5	131	67.1	4	2.1	24	12.3	195
保育所等訪問支援	5	2.8	147	81.1	1	0.6	28	15.5	181
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	4	4.7	81	95.3	85

ウ 精神障がい者

単位：件、%

区分	利用している		利用していない		今後利用したい		制度を知らない		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
児童発達支援	3	2.1	113	78.4	1	0.7	27	18.8	144
医療型児童発達支援	2	1.4	110	78.1	2	1.4	27	19.1	141
放課後等デイサービス	4	2.8	109	77.4	2	1.4	26	18.4	141
保育所等訪問支援	1	0.7	110	79.2	2	1.4	26	18.7	139
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	3	4.1	70	95.9	73

資料6 施設整備予定量調査

各種サービス見込量の基礎資料とするため、岩見沢市内の障がい福祉サービス関係事業所（38 か所）を対象に施設整備予定量等の調査を実施した。

1 調査実施時期 平成 29 年 11 月 28 日～12 月 7 日

2 調査対象事業者 38 か所

3 事業所の開設または定員変更等の予定

単位：人

区分	H29見込	H30 予定	H31 予定	H32 予定	計	備考
生活介護		8	20	9	37	
就労移行支援	△4	1	6		3	
就労継続支援A型	△14				△14	定員変更
就労継続支援B型	4	46		1	51	
児童発達支援・ 放課後等デイサービス	10	10			20	
共同生活援助	4	21	18	19	62	
短期入所 (ショートステイ)	1				1	

4 平成30年度障がい者総合支援法改正に伴う新サービスの実施予定

区分	サービス内容	予定事業所数	備考
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅等への訪問により必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	2社	他に1社検討中
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい又は精神障がいのある方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。	1社	他に1社検討中
居宅訪問型児童発達支援	重い障がいがあり、障害児通所支援を利用することが著しく困難な子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。	0社	実施予定事業所なし

資料7 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る意見交換会

特別支援教育推進委員会において、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定に係る意見交換を実施した。

1 開催日・場所・参加者数

開催日	場所	参加者数
平成30年1月25日	であえーる4階会議室1 (4条西3丁目)	45人

2 意見要旨

- ・養護学校相当と判定されている子の通学時の支援があると良い。親や兄弟のサポートを受けながら通学しているが、親兄弟が付き添えない場合には通学ができないという状況になる。
- ・筋ジストロフィーの子が在籍しており、電動車いすを利用している。修学旅行に行くときは、福祉バス（リフト車のことか）を利用しており、バス代の差額は両親が負担している。金銭的な支援や入浴時の介助など支援があると良い。
- ・重度の障がいがあって支援が必要な子が入学してくるなら、早い段階で情報が欲しい。車いすの子が入学してきても学校にはエレベーターもないし、トイレも対応できていない。行政から施設の改修といった支援はないのか。
- ・福祉サービスのことについての広報がなかなか進んでいない。サービスのことを理解していない親がいるが、障がい者手引きを見ても情報が多くてなかなか理解できない。子どもに対する支援を抜粋してまとめるなど、必要な情報が入手しやすい資料を作ってほしい。手引きにはルビもないので、知的障がいのある人には分からないと思う。
- ・小さいまちだと子どもに担当の保健師がいて、その人に聞けば生まれたときからのことが分かるが、岩見沢市だと担当が変わるため、その子のことを昔から分かっているという人がいない。
- ・急に放課後等デイサービスに行きたくないと言い出した子がいて、保護者も迎えに来られないということだったので学校でしばらく預かったということがある。
- ・養護学校相当と判定されながらも、親の希望により特別支援学級となっている子も多いと思う。そのような子の場合、当然、親としても支援をしなければならないことや我慢をしなければならないことがあるということを理解したうえで、学校を選んでいると思うが、なかには状況を十分に理解しないまま、学校や行政に支援を求めてくる親もいるのではないかと。行政としても支援の限界があるわけで、「ここまでは行政で支援できるがここから先は親にも協力してもらいたい」ということがある。

資料8 用語の解説

【あ行】

音訳奉仕員

視覚障がいのある人のために、書籍などの情報を音声化する人。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するほか、地域の実情に応じた業務を行うところ。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。

合理的な配慮

障がいのある人が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活や社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮。例えば、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けするなど。

【さ行】

市民後見人

弁護士などの専門職ではない後見人のことで、成年後見制度の需要の増大に対応するために、一般市民が後見等の業務を担えるよう、市民後見人を確保できる体制の整備・強化への取り組みが推進されている。

社会的障壁

障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるような、さまざまな事柄や物、制度、慣行、観念など。

社会的入院

入院による治療の必要性がないにもかかわらず、家庭に介護者がいない等の理由により、入院を続けている状態。

手話通訳者・手話奉仕員

手話によって、聴覚障がいや言語障がいのある人との意思疎通を図る人。

障害者虐待防止センター

障がい者虐待に関する通報や届出の受理、障がい者や養護者に対する相談、指導及び助言などを行うために市町村が設置するもの。

障害者雇用率制度

身体障がいや知的障がいのある人が、その他の労働者と同じ水準で雇用される機会が与えられるよう、事業主等に障害者雇用率の達成義務を課すことにより、それを保障する制度。

障害程度区分・障害支援区分

平成 18 年 4 月、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、心身の状態を総合的に示す「障害程度区分」が導入されたが、知的障がいや精神障がいのある人の判定が低く表れる等の課題があったことから、平成 26 年 4 月、障がいのある人の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に見直された。

生活習慣病

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒等、普段の生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人が、預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスの利用に関する契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

点訳奉仕員

視覚障がいのある人のために、点字の書籍や文書等を作成する人。

特別支援学級

知的障がいや肢体不自由など、教育上特別な支援を必要とする児童や生徒のために、小学校、中学校、高等学校などに設置される学級。

【な行】

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などの社会的に不利を受けやすい人たちが、社会の中で他の人たちと同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がい者が日常生活を送ったり社会参加したりするうえで、行動の妨げになるあらゆる障壁を取り除くこと。建物内の段差の解消や点字ブロックの敷設といったハード面だけでなく、制度、情報、心理などソフト面での障壁の除去という意味も含む。

避難行動要支援者の避難支援制度

一人暮らしの高齢者や障がい者などのうち、避難の支援が必要な人について、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を町会・自治会や民生委員などに提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度。

福祉的就労

障がいにより一般就労が難しい場合に、福祉施設等で生産活動や就労に必要な知識や能力の向上のための支援を受けながら働くこと。

福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦など、身体等の状況により、一般的な避難所での生活が困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所。

法定雇用率

「労働者の総数に占める身体障がい者・知的障がい者である労働者の総数の割合」を基準として設定するもので、事業主等は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用しなければならない。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や体格、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように設計などのデザインを行うこと、またはデザインされたもの。

要約筆記

聴覚に障がいのある人のために、話されている内容を要約し、筆記やパソコン等を用いて文字として伝えること。要約筆記奉仕員は、要約筆記を行う人。

【ら行】

ライフスタイル

生活様式、行動様式だけでなく、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。